

令和6年度

第5回会議案

(書面会議)

更別村地域公共交通活性化協議会

議 題

議案第1号 地域公共交通計画「別紙」の変更申請（案）について
地域公共交通計画「別紙」を別添（案）のとおり修正する。

資料

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画変更申請（案）一式

要旨説明

令和7年度からの更別村地域公共交通計画策定に伴い、令和6年6月21日開催の第1回協議会にて協議いただいた「地域内フィーダー系統確保維持計画」について変更が生じたので、別添のとおり変更申請してよろしいか伺います。なお、修正箇所については下記一覧のとおりです。

修正箇所一覧

【計画別紙】

修正前	修正後
(日付) 令和6年6月21日	(日付) 令和7年2月3日 ※回答期限(議決日)を記載
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 4行目 タクシーが 自宅と市街地の往復 を平日1日2便運行	タクシーが 村内全域 を平日1日2便運行
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 (1) 事業の目標 令和7年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 9.0名 (延べ利用者数) (更別地域公共交通網形成計画P55参照)	令和7年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 5.0名 (延べ利用者数) (更別村地域公共交通計画P25参照)
(2) 事業の効果 (令和5年事業実績: R5.10.1~ R6.5.31 延べ利用者数 269人) ※参考値	(令和5年事業実績: R5.10.1~ R6.9.30 延べ利用者数 443人)
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 (更別村地域公共交通網形成計画P47・48・49参照)	(更別村地域公共交通計画P21・22参照)
21. 協議会の開催状況と主な議論 (追記)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年9月4日 更別村地域公共交通計画(令和7年度~令和11年度)の策定について協議 (地域公共交通ネットワークの課題設定と対応方針等) ・令和6年11月21日 更別村地域公共交通計画(令和7年度~令和11年度)の策定について協議 (更別村地域公共交通計画(令和7年度~令和11年度)の素案について協議) ・令和7年1月15日 更別村地域公共交通計画(令和7年度~令和11年度)について協議(承認) ・令和7年1月24日(書面開催) 地域内フィーダー系統確保維持計画変更申請案について協議

【表5】

修正前	修正後
計画名 更別村地域公共交通網形成計画	更別村地域公共交通計画
策定年月日 令和2年4月20日	令和7年1月23日 ※計画を国土交通大臣宛に提出した日

令和 7 年 2 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 更別村地域公共交通活性化協議会
住 所 北海道河西郡更別村字更別南 1 線 9 3 番地
代表者氏名 大 野 仁

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 6 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 2 5 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 7 年 2 月 3 日

○ 変更箇所

・ 地域公共交通計画別紙

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
 - (1) 事業目標
 - (2) 事業の効果
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
21. 協議会の開催状況と主な議論

・ 表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

- ① 計画名
- ② 策定年月日

○ 変更理由

策定・公表済の更別村地域公共交通網形成計画の計画満了に伴う改訂を図る中で、現在の利用動向を踏まえた事業目標に改める必要があると判断したため、変更する。併せて、事業目標以外の部分についても必要な時点更新を行うこととする。

令和 7年 2月 3日

更別村地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

更別村では十勝管内の中核都市である帯広市へ通じる唯一の幹線交通である十勝バスを軸に、村内は村が無償で運行する村民バスが運行しています。現在、村民バスは平日月曜～金曜日にかけて市街地を循環する便が平日1日9回（月曜日は5便まで）、農村地区は乗合タクシーが**村内全域**を平日1日2便運行しています。このほか、利用者は限定されますがスクールバスの運行、移送サービス事業（介護予防事業等の高齢者等の送迎を実施）、福祉有償運送事業（要支援、要介護、障がい者等の送迎を実施）を実施しています。

民間事業者の取組として介護タクシー事業（身体の不自由な人や要介護者等の送迎を実施）、NPO法人サラリによる送迎ボランティア活動（高齢者の日常生活（生活交通を含む）支援を目的に、住民の互助を推進する事業を実施）、スーパービレッジ構想関係では自動運転移動サービス、さらクル無料移動サービスも実施されています。

こうした村内における公共交通網の勢力圏（バス停から300m内）は、本村の全人口の約6割をカバーしており、とりわけ字更別地区においては市街地を運行する村民バス及び十勝バスのバス路線を利用しやすい環境にあることから、7割以上の住民が公共交通を利用できる状況となっているものの、字弘和・字勢雄地区といった市街地から離れた場所に位置する住民及び、農村部にある道の駅等の公共施設の利用、友人交流・集会などコミュニティへの参加や日常生活・医療関連への移動など、農村部に限らず全住民が公共交通を利用できる環境が少なくなっています。

上記により、バスなどの従来の公共交通だけではなく、区域内を運行する予約運行型タクシー（デマンド）など、運行方面を限定せず、利用者が指定する乗降地点間を運行し、効率的かつ利便性の高い公共交通を提供していく必要があります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域公共交通確保維持改善事業の実施にあたり、以下の目標を設定する。

- ・ 令和3年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 5. 3名（延べ利用者数）
※令和元年度、令和2年度に実施した実証実験（無料）時の数値を参考に決定
- ・ 令和4年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 6. 5名（延べ利用者数）
- ・ 令和5年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 7. 7名（延べ利用者数）
- ・ 令和6年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 9. 0名（延べ利用者数）
- ・ 令和7年度 予約運行型タクシーの平均日利用者数 **5. 0名**（延べ利用者数）
（**更別村地域公共交通計画 P 2 5** 参照）

(2) 事業の効果

更別村内の農村地域に限定せず、予約型運行タクシーを導入することにより、自動車免許を持たない高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、幹線である十勝バスとのアクセス向上や村内の市街地を循環する村民バス（R3 増便）への接続、さらには農村部にある道の駅等の公共施設の利用、友人交流・集会などコミュニティへの参加や日常生活・医療関連への移動が、地域の活性化に繋げていくと共に、利便性の向上による定住促進の効果も期待できる。

(令和3年事業実績：R3. 10. 1～R4. 9. 30 延べ利用者数 818 人)

(令和4年事業実績：R4. 10. 1～R5. 9. 30 延べ利用者数 643 人)

(令和5年事業実績：R5. 10. 1～R6. 9. 30 延べ利用者数 443 人)

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・村内の公共交通機関のネットワークが一目でわかる公共交通マップのHP掲載（更別村）
- ・予約運行型タクシーの広報掲載（更別村）
- ・予約運行型タクシーの現在位置や予約ができるアプリの運営（更別村、事業者）
（更別村地域公共交通計画 P 21・22 参照）
- ・更別村スーパービレッジ構想に係る、無料スマホ貸出サービスの利用者に、更別村乗合タクシーのアプリをインストールした状態で配り、高齢者へのサポートなども合わせた利用の促進。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

更別村から運行業者に併託する委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数及び収支については、運行業者からの提供データを参照
- ・利用者アンケート（well-being 調査 等）
- ・住民ヒアリング（行政区懇談会等での聞き取り） 等

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和元年11月1日
村民アンケート調査及び村民バスの乗降調査の結果について
農村地域予約運行型タクシー実証運行（冬季）実施概要（案）について
- ・ 令和2年4月13日（コロナのため書面開催）
更別地域公共交通網形成計画の決定
- ・ 令和2年8月4日
令和元年度の更別村公共交通の実証実験の結果等について
令和2年度の更別村公共交通の実証実験の予定等について
- ・ 令和3年2月17日
令和2年度の更別村公共交通の実証実験の結果等について
今後の更別村の公共交通体系について
- ・ 令和3年5月6日（書面開催）
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・ 令和4年6月3日（書面開催）
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・ 令和5年1月13日
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について協議
- ・ 令和5年6月19日
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議
- ・ 令和6年1月15日
更別村地域公共交通網形成計画（案）の改正について協議
事業評価（案）について協議
生活交通確保維持改善計画（案）の変更について協議
- ・ 令和6年3月21日
地域公共交通計画策定に係る令和6年度事業計画（案）・収支予算（案）について協議
- ・ 令和6年6月21日
地域内フィーダー系統確保維持計画案について協議（承認）
- ・ 令和6年9月4日
更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）の策定について協議
（地域公共交通ネットワークの課題設定と対応方針等）
- ・ 令和6年11月21日
更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）の策定について協議
（更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）の素案について協議）
- ・ 令和7年1月15日
更別村地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）について協議（承認）
- ・ 令和7年1月24日（書面開催）
地域内フィーダー系統確保維持計画変更申請案について協議（ ）

19. 利用者等の意見の反映状況

各種団体等から利用者及び住民を代表する委員として参加いただいた協議会での議論や、実証実験の際の利用者から意見を参考に、運行エリアや運行曜日等を決定し、計画に反映した。

また、老人クラブ等の利用者からの意見やアンケート結果（Well-being）を参考に、利用対象者や運行方面の拡大を決定し、合わせて計画に反映した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地

(所 属) 更別村企画政策課

(氏 名) 課長補佐兼地域開発係長 鑓水千恵

(電 話) 0155-52-2114

(e-mail) kikaku@sarabetsu.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	更別村
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	3,080
交通不便地域	3,080

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,080	更別村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
更別村地域公共交通計画	令和7年1月23日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

協議会名 更別村地域公共交通活性化協議会

地域公共交通計画関連書類

要綱第17条第1項に規定する下記事項の記載箇所（ページ数）を示した書類

- 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

P 1 8

- 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

P 1 9

- 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

P 1 9

- 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

P 2 5